長野県地域防災計画に係る東御市地域防災計画見直しの概要について

1 令和4年度東御市地域防災計画の修正概要について

市では、市域における災害に対処するために、市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災 関係機関、公共的団体、市民及び事業者の処理すべき事務又は任務を定めた総合的かつ基本的な計 画である「東御市地域防災計画」を策定しています。

本年度の市の地域防災計画の見直しは、県の地域防災計画の修正に伴い、以下の項目について修正を実施するものです。

- (1) 災害対策基本法の改正を踏まえた修正
- (2) 新型コロナウイルス感染症対応策を踏まえた修正
- (3) その他~最近の国の施策、県の取組等を踏まえた修正~

なお、災害対策基本法では、「地域防災計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない」と規定されており、今後も必要に応じて見直しを行っていきます。

2 令和4年度の市地域防災計画の主な修正項目

(1) 災害対策基本法の改正を踏まえた修正

○ 個別避難計画の作成の努力義務化

(風水害対策編 第2章第8節ほか 新旧対照表 P26)

○ 広域避難に関する事項

(風水害対策編 第2章第2節 新旧対照表P22・第13章第12節ほか 新旧対照表P60)

(2) 新型コロナウイルス感染症対応策を踏まえた修正

○ 避難所の感染症対策

(震災対策編 第2章第10節 新旧対照表P5・風水害対策編 第2章第11節ほか 新旧対照表P31)

- ・これまでの感染症対策を踏まえ、「レイアウトや動線の確認」「感染者が発生した場合の対応」等を明記
- パーティション等の備蓄促進

(震災対策編 第2章第10節 新旧対照表P5・風水害対策編 第2章第11節ほか 新旧対照表P32)

- ・これまでのマスクや消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進
- 新型コロナの自宅療養者等の避難の確保

(風水害対策編 第2章第11節ほか 新旧対照表P29)

・自宅療養者等の避難の確保向けた平常時からの情報提供、自宅療養者等の避難先の確保等

(3) その他~最近の国の施策、県の取組等を踏まえた修正~

○ 女性の視点を踏まえた防災対策の推進

(震災対策編 第3章第11節 新旧対照表P13・風水害対策編 第2章第11節 新旧対照表P32・第3章第12 節ほか 新旧対照表P59)

○ 文化財の被災対策の明確化

(震災対策編 第3章第29節 新旧対照表P15・風水害対策編 第3章第30節 新旧対照表P64)